

畜産農家 各位

大崎市長 伊藤 康志
(公印省略)

平成23年産保管牧草及び平成24年産牧草の取扱いについて(通知)

日頃より本市の畜産振興につきましては、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

このことについて、牛用飼料の暫定許容値が100ベクレル/kgに見直しされたことを受け、宮城県で平成23年産保管牧草の調査を行ったところ、新暫定許容値を上回るものが確認されたため、平成23年産保管牧草について、利用自粛の要請がありました。また、平成24年産牧草も新暫定許容値を上回る可能性があるため、利用自粛となります。

つきましては、牧草の取扱いについては下記のとおりとなりますので対応方お願い申し上げます。

なお、今後も情報を共有している宮城県、大崎市、貴殿が所属するJAや酪農協等に、随時最新情報を確認いただき、ご対応いただきたくお願い申し上げます。不明な点がございましたら、下記にご相談ください。

記

1 自粛要請対象牧草

平成23年産保管牧草及び平成24年産牧草

但し、既に反転耕等による草地除染(草地更新)が行われ、生産された牧草が新暫定許容値を下回っていることが確認された牧草は除く。

2 自粛要請対象農家

繁殖農家及び肥育農家

酪農家については、宮城県産生乳の清浄化のための取組指針に基づき、個別に宮城県が自粛要請を通知済。

3 新暫定許容値への飼料切替え期限

乳用牛 平成24年3月15日まで

肉用牛 平成24年3月31日まで

4 自粛要請の解除

平成24年産牧草については、平成24年5月以降に宮城県が詳細な調査を行い、新暫定許容値以下であることが確認された場合に利用できます。

また、草地除染を実施後、生産された牧草が新暫定許容値を下回っていることが確認された場合も利用できます。

**※ 大崎市営鳴子放牧場の当面の
利用自粛については裏面のとおり。**

担当：大崎市 産業経済部 農林振興課 農業経営係
係長 安部祐輝, 主査 福原貴之
TEL 0229-23-7090 FAX 0229-23-7578
e-mail nourin@city.osaki.miyagi.jp

大崎市営鳴子放牧場の当面の利用自粛について

市内の平成24年産の牧草が利用自粛されたことに伴い、草地での放牧も自粛することとなり、大崎市営鳴子放牧場については、当面の間、利用を自粛することとなりました。

なお、平成24年5月以降に宮城県が詳細な調査を行い、新暫定許容値以下であることが確認された場合や、反転耕等による草地除染（草地更新）により、生産された牧草が新暫定許容値を下回っていることが確認された場合には、再度利用の可否を判断し、広報等でお知らせいたします。

【お問い合わせ】

大崎市 鳴子総合支所 観光建設課

TEL 0229-82-2026

FAX 0229-82-2533